

下館北中学校区 学校の在り方に関するQ & A ver.3

筑西市教育委員会では、下館北中学校区の学校の在り方について、保護者の皆様との話し合いや保護者協議会による協議を重ねた結果、令和5年4月に下館北中学校と下館中学校を統合することとしました。（参考1「これまでの協議状況」を参照ください。）

これまでの協議の中で頂いたご意見・質問等に対する回答のほか、懸案事項に対する市の考え方等をまとめた「下館北中学校区 学校の在り方に関するQ & A ver.3」を作成しましたので、参考としてください。

【目次】

◎共通事項

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 学区・指定校について | P. 2 |
| (2) 授業・学校生活について | P. 3 |
| (3) スクールバス、制服等について | P. 4 |
| (4) 部活動について | P. 5 |
| (5) 通学路・安全対策について | P. 6 |
| (6) 統合の時期等について | P. 7 |
| (7) P T A・教育後援会について | P. 7 |

（備考）以前の「下館北中学校区 学校の在り方に関するQ & A ver.2」を修正又は追加をした部分には、下線を付けています。

◎共通事項

(1) 学区・指定校について

	意見・質問・課題	回 答	備 考
01	学区の見直しはできないのでしょうか。	現在の各小学校の学区は、昭和28年以降の町村合併促進により、“昭和の大合併”によって廃村となった旧村（中村、河間村、五所村など）の区域が伝統的に継承された区域であり、教育（学区）のほか、自治会などコミュニティの区域にもなっています。また、旧村の名称は小学校の名称に使われているだけで、その学区内の字の名称にはありません。 そのような複雑な関係から、これまで学区の見直しはなされていませんが、将来的には検討すべき課題です。	
02	特に、五所小学校の学区（北中学校と西中学校に2分している。）はどうなのでしょう。小学校単位にしてほしいです。	五所小学校にあっては、北中学校と西中学校の学区に分かれていることから、今般の北中学校の在り方の検討のなかで、学区内の保護者の意向がまとまれば、通学区の全てを西中学校の通学区とする「学区の見直し」をします。	
03	五所小学校については、北中学校と下館中学校の統合の前に、学区の見直しができないのですか。	五所小学校の「学区の見直し」は、北中学校と下館中学校の統合の話し合いに少なからず影響があります。また、五所小学校の「学区の見直し」をすると、北中学校の生徒数の減少が一層顕著になるおそれがあるため、五所小学校の学区の見直しの時期は、北中学校と下館中学校の統合の可否、そして統合の時期が決まれば、その時期に合わせて五所小学校の「学区の見直し」ができるものと考えます。	
04	中学校の統合だけではなく、小学校を含めた義務教育学校（小中一貫教育）にはならないのですか。	「全ての中学校区で義務教育学校（施設一体型）の設置を目指す」とした「筑西市の小中一貫教育推進の基本方針（平成27年7月）」により、保護者アンケートを平成28年7月に実施し、より関心の高かった明野中学校区において、準備を進めています。今後とも、順次、アンケート調査や懇談会等を開催し、機運の盛り上がりや地域の合意をもって義務教育学校（施設一体型）を整備していく予定です。	

05	好きな学校を選べるようにして、指定校の制度をなくすることはできないのでしょうか。	<u>児童・生徒の通学上の安全確保や、教育の機会均等を図るため、指定校の制度は継続します。指定校の制度をなくした場合、学校間の格差や不必要な競争を助長するデメリットがあります。</u>	
06	将来の統合を理由にした指定校の変更はできるのでしょうか。	できません。この理由によって指定校の変更を認めるとなると、統合前の生徒数がさらに減少し、学校運営が困難になるためです。	
07	指定校の変更の期限は、いつなののでしょうか。	指定校の変更の手續に期限はありません。家庭の事情による転校もあるためです。（よって、学校の児童生徒数は常に変動するものです。）	
08	指定校の変更はどのような条件で認められるのですか。	指定校の変更が認められる条件は、「地理的理由」「家庭に関する理由」「教育的配慮に関する理由」「身体に関する理由」及び「その他の理由」による場合です。 部活動を理由に指定校を変更する場合は、「その他の理由」となりますが、基本的には「指定校に入りたい部活がない」場合に限ります。 参考 2 「部活動の状況」 を参照ください。	

(2) 授業・学校生活について

	意見・質問・課題	回 答	備 考
01	授業や受験に影響がでないのでしょうか。	各学校の教育課程は同じであり、年度初めに統合をするため、授業の進捗の影響はないものです。 受験にあっては、学力テスト、内申書等の評価は、絶対評価であるため、統合によって影響が生じるものではありません。	
02	下館中学校に統合すると北中学校の生徒に悪影響がでないのでしょうか。いじめや非行も心配です。	生徒数が増えるということは、それだけ多様な意見や考え方にふれることができるということです。たくさんの生徒とふれあい、授業を受け、部活動等を通して、生徒同士	

		の人間関係を広げ、コミュニケーション能力も培えます。 いじめや非行は、生徒数が多いという理由で、多くあるものではありません。	
03	いじめの対応について不安があります。	いじめ防止にあつては、担任教諭のほかスクールカウンセラー、心の教室相談員等を配置し、学校全体で取り組んでいます。統合を契機として、更なる強化に努めます。 また、下館中学校では、生徒によるいじめ撲滅のための「君を守り隊」活動が積極的に展開されています。	
04	統合した場合のクラス編成はどうなるのでしょうか。	現在、下館中学校は、1学年4学級、2学年と3学年が5学級です。ここに北中学校の生徒数を加えると、単純に各学年1学級が追加になります。下館中学校でのクラス編成にあつては、細心の注意を払い、北中学校の生徒がうまく順応できるように配慮します。	
05	生徒への心のケアはどうされるのですか。	統合に当たって、北中学校内で不安や心配ごとを話し合い、相談できる機会を設けます。また、統合前に下館中学校との交流事業を実施します。	
06	<u>統合までに、どのような交流事業が実施されますか。</u>	<u>小学校間の事前交流事業として、6年生租税教室の合同開催や合同学習会（算数・体育）等を計画しています。</u> <u>また、中学校間の事前交流事業として、1年生の合同遠足や2年生の合同宿泊学習等を計画しています。</u> <u>参考3「統合準備会 活動状況及び計画」を参照ください</u>	

(3) スクールバス、制服等について

	意見・質問・課題	回 答	備 考
01	スクールバスの運行はあるのですか。	中学校生徒の通学距離は、6 kmを基準としています。（現在、市内中学校区での通学距離は、この6 km以内であるため、スクールバスは運行していません。） 北中学校を下館中学校に統合した場合には、6 kmを超え	

		る区域（樋口、落合、八田、下高田、奥田など）が生じることから、スクールバスを運行します。 運行方法について保護者協議会で検討しましたが、集合場所や運行ルートなど、まだ決まっていません。なお、自己負担額は、利用する生徒が未定の状況であり、経費概算に対する現時点でのものです。 今後、利用対象者への説明会を開催（令和3年6月頃）し、具体的な部分を統合するまでに決めていきます。 参考4「スクールバスの運行方法(案)」を参照ください。	
02	電車通学は認められるのでしょうか。	認められます。入学時に、全生徒に通学届を提出いただきますが、その際に、届け出ください。なお、定期代は、保護者の負担となります。	
03	制服、運動服、上履きなどのほか、学用品は、下館中学校に合わせるのでしょうか。	<u>令和5年4月の統合に備え、令和3年度から基本的の下館中学校に合わせるものとします。</u> <u>ただし、運動服は、学校間交流や部活動の対外試合を考慮し、令和3・4年度の入学に際し、現在の北中学校のものを着用するものとします。</u> 参考5「制服、学用品等の入学準備費用」を参照ください。	
04	統合する場合には、学用品の支給や補助はあるのでしょうか。	統合することによって、新たに発生する負担について、どのようなものを対象とするかを含め、検討します。	

(4) 部活動について

	意見・質問・課題	回 答	備 考
01	部活動において、北中生徒にとって不利になるのでしょうか。	部活動において、練習方法やレギュラーの選出は、技術の習得状況や競争の原理から決まるものです。また、指導にあっても、同じ中学校の生徒になりますので、北中学区出身の生徒が不利益になることはありません。	
02	学校の統合が4月で、部活動の総体が6月にあるため、北中生徒にとって心配です。どのような対応をするのでし	統合前でも、生徒や保護者の希望により、合同練習の機	

	ようか。	会を設けます。	
03	<u>どの部活動が合同チームになりますか。</u>	<u>新1年生の入部状況によります。例として、団体競技（サッカー、バスケットボール等）が想定されます。</u>	
04	<u>合同チームの合同練習はいつから始まりますか。</u>	<u>生徒・保護者との協議により、令和3年度の新人戦から合同チームによる大会参加を目指し、7月頃から合同練習を開始します。</u> 参考3「統合準備会 活動状況及び計画」を参照ください	

(5) 通学路・安全対策について

	意見・質問・課題	回 答	備 考
01	下館中学校までの通学路はどうなるのですか。	通学路を予め指定します。 <u>今般、保護者協議会において「基本とする通学路（案）」を協議しましたのでご確認ください。</u> <u>なお、自宅から「基本とする通学路」までの経路については、毎年、学校長が通学する生徒の状況等を勘案して、詳細な経路を定めます。</u> 参考6「基本とする通学路（案）」を参照ください。	
02	防犯や道路の安全確保など、対策はあるのですか。	新たな通学路に防犯灯を設置します。 <u>なお、「基本とする通学路」については、優先的に防犯灯の整備を進めていきます。</u>	
03	集団登下校はあるのですか。	下館中学校では、集団登下校は実施していませんが、通学距離が長い、又は防犯上必要とする通学路については、検討します。	
04	中学校ではスマホや携帯は禁止だと聞いていますが、遠距離通学の生徒には持たせることはできませんか。	保護者の意見を伺い、検討します。	

(6) 統合の時期等について

	意見・質問・課題	回 答	備 考
01	統合の時期はいつですか。	統合の時期は、令和5年4月とします。（令和元年度の小学校3・4・5年生が、統合後の下館中学校で1・2・3年生となります。） なお、統合までの間、交流事業や部活動の合同練習などを実施し、統合後も生徒同士が良好な人間関係を築けるよう配慮します。 参考7「統合に向けたスケジュール(案)」を参照ください	
02	統合になるにしても、一旦入学した生徒が卒業するまで北中学校を残してほしいです。	一旦入学した生徒が卒業するまで北中学校を残すということは、統合した翌年度は2学年と3学年となり、翌々年度は3学年だけとなります。学校行事も限られるほか、教科担任を配置できなくなり、学校運営自体が困難となります。また、生徒の人間関係でも上下関係がなくなり、より良い学校生活とは言えないものとなります。	
03	統合になる場合に、統合後の3学年だけ、北中学校を残して卒業することはできないのですか。	前述の回答を参照ください。	

(7) P T A ・教育後援会について

	意見・質問・課題	回 答	備 考
01	P T A ・教育後援会はどうなるのですか。	<u>今後、P T A ・教育後援会本部役員の交流（顔合わせ）を行い、活動内容や会費、役員選出方法等を検討していきます。</u> 参考3「統合準備会 活動状況及び計画」を参照ください	

これまでの協議状況

平成31年3月 1日（金） ～3月 8日（金）	『下館北中学校区 学校の在り方に関するアンケート調査』を実施
4月19日（金） ～4月26日（金） （計4回）	各学校（五所小、中小、河間小及び下館北中学校）のPTA総会時に、アンケート調査の結果を報告 ⇒今後、「話し合いの場」を持つことで了解を得る
令和元年 6月26日（水） ～7月 4日（木） （計4回）	※アンケート調査結果（意見・質問等）をもとに「学校の在り方に関するQ&A」を全保護者へ事前配付 各学校の授業参観日に合わせて「話し合いの場」を開催し、統合する場合と統合しない場合を「Q&A」により説明 ⇒「保護者協議会」を立ち上げることで了解を得る
8月 6日（火）	河間小学校区の自治会等への報告会を実施（参加者 約20人）
8月 7日（水）	下館北中学校区の全保護者を対象とした「話し合いの場」を開催（参加者 約40人）
9月 7日（土）	中小学校区の自治会等への報告会を実施（参加者 約35人）
9月25日（水）	第1回「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会を開催
10月 3日（木）	五所小学校区の自治会等への報告会を実施（参加者 約30人）
10月23日（水）	第2回「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会を開催
11月14日（木）	第3回「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会を開催
令和2年 1月15日（水）	第4回「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会を開催・「学校の在り方に関するQ&A Ver.2」により説明
1月25日（土）	下館北中学校区の全保護者を対象とした説明会を開催（説明会終了後に、スクールバス運行説明会を開催）
2月 9日（日）	「学校の在り方」下館北中学校区 地区説明会（五所小学校区及び中・河間小学校区説明会）を開催

令和２年　６月１９日（金）	第２回市議会定例会で「筑西市学校設置条例」の一部改正を議決 ⇒令和５年４月の下館北中学校と下館中学校の統合が決定
７月２２日（水）	「下館北中学校・下館中学校統合準備会」の立ち上げ
７月２９日（水）	令和２年度第１回「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会を開催
９月１６日（水）	令和２年度第２回「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会を開催
１０月　６日（火）	「下館北中学校・下館中学校統合準備会」及び教育委員会　打合せ
令和３年　１月１９日（火）	「下館北中学校・下館中学校統合準備会」会議
３月　４日（木）	令和２年度第３回「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会を開催
３月　　日（　）	「学校の在り方に関するＱ＆Ａ　Ver.３」の配付

今後の予定

６月頃	スクールバス運行にかかる利用対象者説明会
随　時	「下館北中学校・下館中学校統合準備会」会議

部 活 動 の 状 況

部 活 動 名		活動状況（活動中：○、休部：△、廃部：×）						令和2年度部員数			
		H27	H28	H29	H30	R元	R 2	1年	2年	3年	合計
野 球	男	○	△	△	△	△	△	0	0	0	0
サッカー	男	○	○	○	○	○	○	3	8	3	14
バレーボール	男	×	×	×	×	×	×				
	女	○	○	○	○	○	○→△	0	0	4	4
バスケットボール	男	○	○	○	○	○	○	0	7	4	11
	女	○	○	○	○	○	○	7	4	1	12
卓 球	男	○	○	○	○	○	○	6	3	8	17
	女	○	○	○	○	○	○	1	3	5	9
軟式テニス	男	×	×	×	×	×	×				
	女	○	○	○	○	○	○	6	3	0	9
ソフトボール	男	×	×	×	×	×	×				
	女	×	×	×	×	×	×				
柔 道	男	×	×	×	×	×	×				
	女	×	×	×	×	×	×				
剣 道	男	×	×	×	×	×	×				
	女	×	×	×	×	×	×				
吹奏楽	男	○	○	○	○	○	○	0	1	0	7
	女							2	2	2	
パソコン	男	○	○	○	○	○	○	1	8	1	15
	女							2	2	1	
水 泳	男	○	○	○	○	△	○	1	0	0	1
	女							0	0	0	
合 計		11	10	10	10	9	9	29	41	29	99

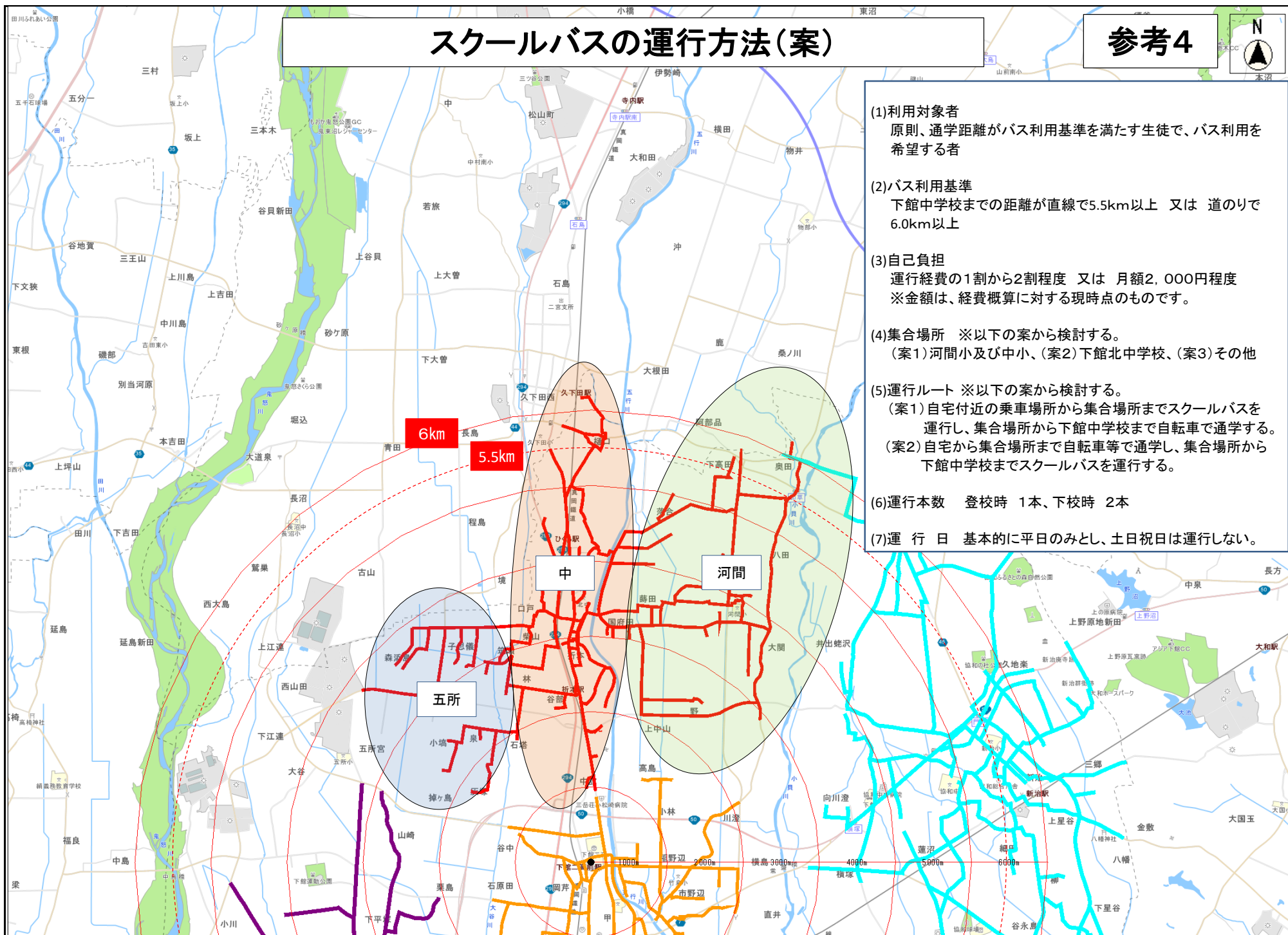
統合準備会 活動状況及び計画

部会名	R2 活動状況	R3～4 活動計画
総務部会	・卒業アルバム業者の確認 ・修学旅行の業者、行先の確認 ・制服等取扱業者との連携、変更点の保護者通知	・通学路（危険箇所）の確認・決定、安全マップの作成 ・記念誌の検討、準備 ・閉校式典の検討、準備 等
小小交流部会	・交流行事調整会議（各校の年間事業計画へ児童間交流事業を追加） ・学校ルール等の統一化協議	・6年生租税教室の合同開催 ・合同学習会（算数・体育）の実施 ・学校ルール等の統一 ・児童交流会の実施
中中交流部会	・（R3 新人戦からの）部活動合同チームに向けた協議 ・3年間使用する教材の決定 ・「学習のきまり」等の統一化協議	・1年生合同遠足の実施（R3・R4） ・2年生合同宿泊学習の実施（R4） ・合同チーム（サッカー部）での大会参加（R3 新人戦から） ・下館中「教育のつどい」へ参加
学校事務部会	・諸会計取扱銀行の検討、決定 ・管理備品及び教材備品について、各校で数量等を確認	・合同遠足、宿泊学習の会計処理 ・事務分掌全般の統合作業 ・教材備品の台帳確認、選別、搬出搬入、廃棄作業 ・給料、会計データの統合・廃止
地域・PTA 部会	・PTAの統合に向けた共通理解と必要事項の洗い出し ・教育後援会の統合に向けた共通理解と必要事項の洗い出し	・PTA、教育後援会本部役員の交流（顔合わせ） ・組織の活動内容の決定、会費及び役員選出方法の決定

スクールバスの運行方法(案)

参考4

- (1)利用対象者
原則、通学距離がバス利用基準を満たす生徒で、バス利用を希望する者
- (2)バス利用基準
下館中学校までの距離が直線で5.5km以上 又は 道のりで6.0km以上
- (3)自己負担
運行経費の1割から2割程度 又は 月額2,000円程度
※金額は、経費概算に対する現時点のものです。
- (4)集合場所 ※以下の案から検討する。
(案1)河間小及び中小、(案2)下館北中学校、(案3)その他
- (5)運行ルート ※以下の案から検討する。
(案1)自宅付近の乗車場所から集合場所までスクールバスを運行し、集合場所から下館中学校まで自転車で通学する。
(案2)自宅から集合場所まで自転車等で通学し、集合場所から下館中学校までスクールバスを運行する。
- (6)運行本数 登校時 1本、下校時 2本
- (7)運 行 日 基本的に平日のみとし、土日祝日は運行しない。



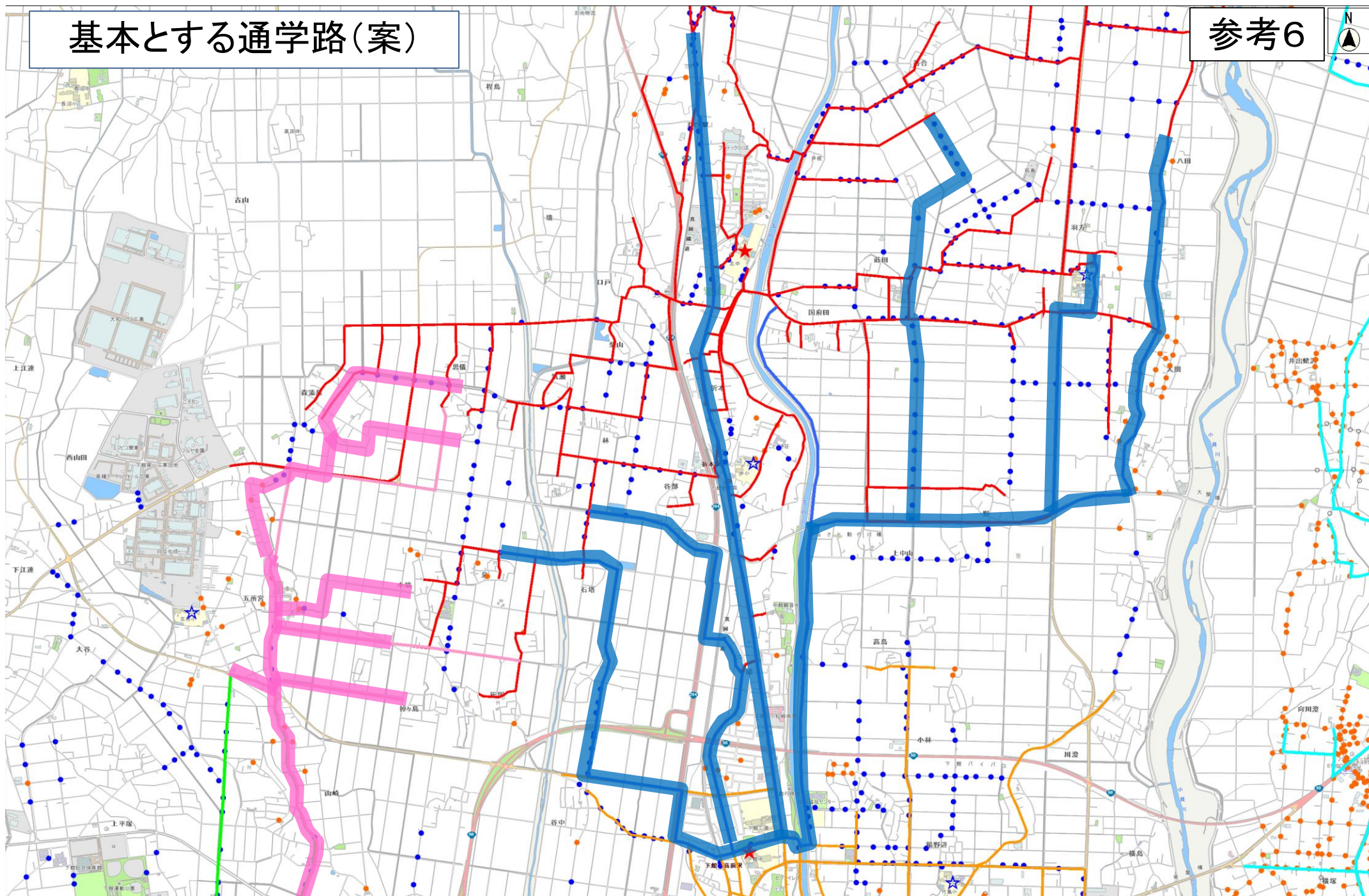
制服、学用品等の入学準備費用

品 目	男 子	女 子
【制服】 冬服上下、セーター等	約 40,000 円	約 50,000 円
【制服】 夏服上下	約 12,000 円	約 25,000 円
ジャージ 一式	約 18,000 円	約 18,000 円
バック、靴等	約 30,000 円	約 30,000 円
自転車	約 60,000 円	約 60,000 円
合 計 額	約 160,000 円	約 183,000 円

※その他、部活用品等が必要になります。

基本とする通学路(案)

参考6



統合に向けたスケジュール

参考7

項 目 等		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				
保護者協議会																		統 合
教育委員会事務局	通学路の検討																	
	スクールバス運行準備					運行方法の詳細検討												
	防犯灯の整備																	
	駐輪場の整備													利用方法の検討				
学 校	統合準備部会(仮)																	
	児童の事前交流					学校行事交流、合同授業(部活動)体験等												
	生徒の事前交流									学校行事交流、生徒間交流等								
	部活の合同練習																	
	学校事務の統一					学校徴収金、卒業アルバム 等												
保護者・児童生徒	制服等の事前購入																	
	PTAの統合																	
	教育後援会の統合																	

※ 五所小学校区にあっては、北中学校と下館中学校の統合の時期に合わせて、通学区の全てを西中学校の通学区とする「学区の見直し」を行う。